このニュースや市政へのご意見をお寄せください。

日本共産党
高槻市会議員
きよた純子
ニュース
2018年9月7日
NO. 74

発　行：日本共産党高槻市会議員団　きよた純子
連絡先：議員団控室
TEL072－674－7230　FAX072－674－3202
上本町３－25　TEL／FAX. 676－5068

被災者支援と地域再生を

６月18日の震災以来、みなさんの要望を聞き、日本共産党市会議員団は高槻市に要望書を３回提出し、宮原府議や国会議員団と連携して、国や府にも被災者支援や震災対策の改善を求めてきました。

７月、８月には日本共産党国会議員団や府会・市会議員団は複数回東京に出向き、災害対策について政府と交渉しました。その中で前進があったもの、課題があるものなど、この間の取り組みを報告します。

大阪北部地震

り災証明の判定、2次調査で変更も

市内の被害状況は８月29日現在で、罹災証明発行件数は１万８１０１件（全壊９件、半壊１９９件、一部損壊１万７９０２件）です。１次調査では、家の外から調査となりますが、２次調査では建物内部への立入り調査を実施します。そのため、２次調査では判定変わることもあります。２次調査の受付件数は２９９件。２次調査の結果、変更なしは２４９件、一部損壊→半壊45件、一部損壊→全壊５件が変更されています。一次調査の判定に不服がある場合は、２次調査を依頼をすることが大切です。

損壊住宅を耐震改修する場合
高槻市と府の負担を国がさらに半分負担

地震で耐震強度が弱まり、改修が必要な場合、高槻市と大阪府の負担の約半分を国が年度末に追加負担します。それによって申請枠を増やすことが可能になります。

現在	年度末
国　27万5千円	
府　10万円	約５万円を国が負担増
市　17万5千円	8万7500円を国が負担増

耐震化補助の手続きに時間がかかる
市は減災対策促進へ耐震化工事補助の条件緩和を

住宅耐震工事補助は、１９８１年５月31日以前に建てられた木造の戸建て住宅が対象で55万円補助されます。年間所得２５６万８千円以下の世帯へは最大で75万円補助金が出ます。耐震診断・設計が必要ですが、それらにも補助金が出ます。

たとえば、地震で全面的に屋根の吹き替えが必要な住宅で、軽い瓦にかえ、外壁の強化などをすれば耐震化になるため、補助金が受けられます。

しかし、耐震化の補助を受けるには耐震診断が必要になり、耐震改修に時間がかかるとの声があります。たび重なる豪雨での雨漏りに屋根の改修を急がれる場合もあります。

耐震化工事補助の条件緩和をし、利用しやすい制度にしていくことが必要です。

台風21号で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます

◎今回の台風で、り災証明が一部損壊と判定された世帯の国保料、介護保険料（65歳以上）が最大２０２０年３月まで半額になります。

※り災証明を取ったら、国民健康保険課窓口で保険料減免の申請をしてください。ただし、北部地震で減免を受けている場合は適用済みです。

※家屋の一部損壊の「り災証明」が必要です。損壊部分の写真と印鑑、本人を証明するもの（免許証や保険証）を用意してください。

問い合わせ先：資産税課　０７２－６７４－７１４３（事前に連絡を取ってから申請に行かれることをお勧めします）

◎台風で破損した瓦など、災害ごみの引き取りは、清掃業務課に連絡してください。

清掃業務課：０７２－６６９－１１５３

◎ブルーシートの配布は市役所新館１階で行なっています

平日９時～午後５時まで　一人当たり２枚まで

問い合わせ先：市民生活相談課　０７２－６７４－７０２２

屋根に残った損壊瓦は災害ごみとして被災者負担の軽減を

災害ごみの取り扱いについて

この間の政府交渉で、震災で壊れ、屋根に残っている瓦の処理費用90％を国が負担すると確認できました。その結果、住民負担が減らすことができます。

さらに、7月24日、たつみコータロー参議院議員、宮原たけし府議の要請をうけ、8月3日、環境省と大阪府が高槻市などに屋根の上に残っている損壊瓦などの処理を災害ごみとして無料で市が引き取ることを広報するよう文書で通達しています（現文を左記に添付）。

屋根に残った損壊瓦が「震災によるもの」と高槻市が認めれば、災害ごみとして、住民負担はゼロになります。そのため、屋根瓦の被災状況がわかるように、写真を撮っておく必要があります。

市は前島のクリーンセンターでの災害ごみの持ち込みは8月末で終了するとしていますが、市は「今後も引き続き個別に災害ごみを受け入れる」としています。

地域のごみ集積所に「不燃ごみの日」に出すことができます。大量に出される場合は清掃業務課に連絡をして下さい。市が引き取りに来ます。

地震で被害を受けた住宅の屋根

環境省から高槻市に出された通達文書

平成30 年8 月3 日 府内市町 一般廃棄物処理担当部（局） 御中
環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課

地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生じる廃棄物の適正な処理に関する広報について（補足）

日頃より廃棄物行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。平成30 年7 月17 日に発出した「地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生ずる廃棄物の適正な処理に関する広報について（事務連絡）」（別添）に関して、以下を補足いたします。先般の事務連絡とあわせ、周知・対応のほどよろしくお願いします。

なお、先般、発出した事務連絡では、広報文のサンプルを「別紙」としてとりまとめております。

記

補足する箇所
平成30 年7 月17 日に発出した「地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生ず
る廃棄物の適正な処理に関する広報について（事務連絡）」の（別紙・３項目）

補足する内容
○なお、地震により落ちて割れた瓦くず,屋根上で損壊した瓦を被災者・ボランティア等が下ろした瓦くず、及び倒壊したブロック塀を災害ごみとして処分されたい場合は、必ず事前に●●センターまで御連絡をお願いいたします。

内容の補足を追加し、当分の間、被災者に対してホームページなどで広報していただくようお願い致します。

＜問い合わせ先＞
○環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課 若林 06-4792-0702（直通）

日本共産党議員団は宮原たけし府会議員とともに、被災者の生活再建など、3回にわたって、市に申し入れを行いました。一部を紹介します。

- 災害見舞金、市民税・固定資産税の減免など、被災者の負担を軽くする制度の拡充を。
- 屋根に残っている壊れた瓦を災害廃棄物として、認めること。
- 耐震化工事助成の対象を広げ、普及すること。
- ブロック塀の撤去・解体への助成は私道についても認めること。
- 地割れが起きている南平台への対応策の検討を。
- 転居しければならない人の転居費用に助成を。
- 小中学校の体育館へのエアコン設置を。

問い合わせ先
清掃業務課　072－669－1153
お問い合わせ時間
7：45～16：15

気軽にご相談を
市会議員　きよた純子
～市民相談～
072－676－5068
※留守の場合は必ず、留守番電話に氏名と連絡先の録音をお願いします。

9月議会日程

9月6日(木)	本会議／
10日(月)	本会議／質疑
12日(水)	文教市民委員会
	福祉企業委員会
13日(木)	都市環境委員会
	総務消防委員会
25日(火)	本会議／採決、一般質問
26日(水)	本会議／一般質問

ぜひ傍聴をお願いします
※いずれも午前10時開会です。